

## 奈良県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十七年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡吉野町大字左曾一九二の一、大字吉野山二九九

二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅